

POPs条約対象物質(12物質)

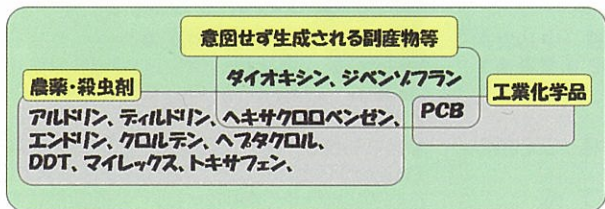


図1：POPs条約の対象物質は12物質

◆化学物質対策の国際的動向

化学物質は、私たちの暮らしに便利で快適な生活の支えとなっています。しかし、正しく取り扱わなければ、ひとの健康や環境に悪影響を及ぼします。

環境省は、環境の中の化学物質対策として、その有害性や危険度のリスク評価を、市民、産業界、行政が



◆環境保健からみた健康な住まい
住宅内で求められる化学物質対策

環境省 環境保健部長・上田博三氏



環境省環境保健部長・上田博三氏

円卓会議で議論し、情報を共有し、さまざまな見直しを進めています。多くの化学物質をめぐる国際情勢への対応には、「POPs条約」(※1)、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」や「PIC条約」(※2)、「有害性物質の輸出等に関する事前通報と同意に関するロッテルダム条約」があります。

POPs条約の対象物質は12物質(※1参照)。これらは、毒性があり、分解しにくく、生物中に蓄積され、長距離を移動します。たとえば、戦後、多量に使われたDDTなどは、まだ土壌に残っていて、海などに捨てれば、北極にまで行ってしまいます。ですから、一国にとどまらない、国際的な汚染防止の取り組みが必要です。

そこで、「GHS」(※2)「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」という、目でわかるラベル表示や安全データシート(※2参照)で、世界的に統一された分類・表示を行うことが定められました。日本を含め、各国がこの世界的統一ルールに従うよう、国連勧告を受けています。国際目標は2008年までの実施を目指しています。

特定化学物質・クロロエチレンなど、海外から新たな化学物質を輸入し、1tの境を超えて国内で使用するとき、さまざまな毒性実験をして、経済産業省、厚生労働省、環境省にその結果を提出し、許可をもらわないといけません。データをとるのに数百万円かかるので、大手企業はできるが中小企業には大変です。

それ以前は、既存の化学物質2万データが使われていて、その安全性

について、国としてはなんら確定できないというのが正直なところです。いまは、ひとつひとつ関係省庁が有害性などを分析・テストしている段階です。

このルールを導入することで、①化学品の危険有害性が分かりやすくなる、②各国が化学品による事故を

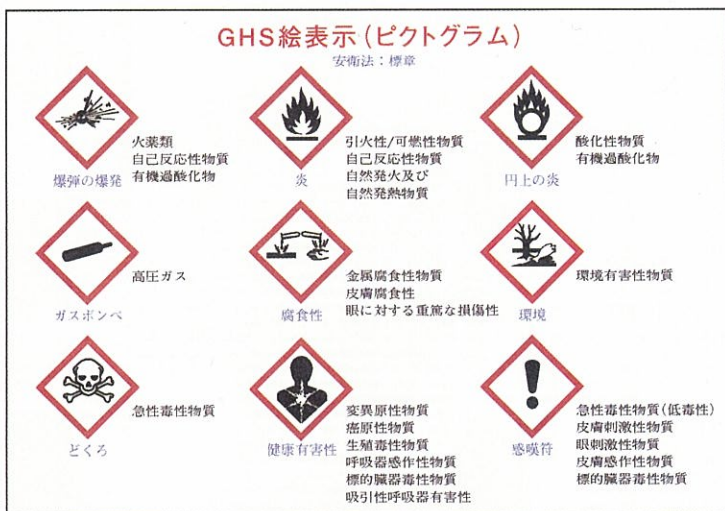


図2：GHSのピクトグラム

Profile

上田博三(うえだ ひろそう)
1978年大阪大学医学部卒業。
1978年大阪大学医学部卒業。
1984年厚生省入省後、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長、同大臣官房厚生科学課長など歴任。同国立がんセンター運営局長を経て、2006年より現職。